

理 由 書

「藤沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「(仮称) 村岡新駅周辺地区においては、広域交流を育む拠点の形成とともに、身近な商業サービス機能、コミュニティ機能、研究開発機能、業務機能等の新たな地域の拠点として位置づけ、充実を図る。」とされています。

また、「藤沢市都市マスタープラン」において、「(仮) 村岡新駅周辺では鎌倉市の湘南モノレール・湘南深沢駅周辺と連携、一体となり、先進的な研究開発、生産、業務機能が集積した広域に発信する拠点の形成をめざすとともに、地域サービスの充実を図ります。」としています。

この様な背景から、地区間の人々の移動・交流等の活発化を図るとともに、交通結節点としての機能向上を図るため、新駅南口に交通広場約 5,200 m²を含む 3・4・23 号村岡新駅南口通り線を追加するものです。

また、新駅北口については、3・5・16 号藤沢村岡線が整備されているが、駅周辺の歩行者交通量に対応した歩道幅員を確保するとともに、既存の道路交通網と一体となって交通を処理するため、区域の変更とともに約 5,900 m²の交通広場を設けるものです。あわせて、車線の本数を 2 車線と定めるものです。